

地域課題解決に関する事業連携協定書

奈良市（以下「甲」という。）と株式会社 PoliPoli（以下「乙」という。）は、次のとおり地域課題解決に関する事業連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互の緊密な連携と協力により、地域の課題に適切に対応し、協働による事業を推進することにより、活力ある地域社会の形成・発展及び市民サービスの向上に寄与することを目的とする。

（連携及び協力の内容）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる分野について連携し、協力するものとする。

- 乙が運営する政策提言のための寄付基金「Policy Fund」を通じた、非営利団体等による地域課題の解決に関すること。
- 乙が運営するその他サービスを通じた、地域住民との政策共創による地域課題の解決に関すること。
- 前2号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

（協議事項）

第3条 甲及び乙は、前条に規定する連携及び協力の具体的な内容、実施方法その他必要な事項については、その都度協議して定めるものとする。

（守秘義務）

第4条 甲及び乙は、連携及び協力に当たり知り得た情報について、事前に当該情報の関係する者それぞれの同意を得ずに第三者に提供し、又は漏えいしてはならない。

2 甲及び乙は、本協定が効力を失った後も、前項に定める守秘義務を負うものとする。

（期間）

第5条 本協定の有効期間は、協定締結日から令和7年3月31日までとする。

2 本協定の有効期間が満了する日の1箇月前までに、甲及び乙いずれからも書面による解約の意思表示がないときは、同一条件をもって1年間更新するものとし、以後の期間満了についても、また同様とする。

（協定の見直し）

第6条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容について変更を申し出たときは、その都度協議の上、変更を行うものとする。

（その他）

第7条 本協定に定めのない事項及び本協定に関し疑義が生じた事項については、甲及び乙が協議の上、定めるものとする。

以上、甲及び乙は、本協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ各1通を保有する。

令和6年7月11日

甲 奈良県奈良市二条大路南1丁目1番1号
奈良市
奈良市長 仲川 げん

乙 東京都千代田区平河町2丁目5-3
株式会社 PoliPoli
代表取締役 伊藤 和真